

1. 件 名 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 S T A C Y (定常臨界実験装置)
の核計装中性子検出器検出部 (起動系) の更新についての行政相談
2. 日 時 : 令和4年9月13日 (火) 16時10分~16時55分
3. 場 所 : 原子力規制庁 10階南会議室 (TV会議により実施)
4. 出席者
 - (1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
加藤上席安全審査官、島村主任安全審査官、三好技術参与
井上安全審査専門職
 - (2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 臨界ホット試験部 臨界技術第1課
臨界技術第1課長 他3名
安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室
技術副主幹 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
原子力機構からの配布資料
資料 : S T A C Y 核計装中性子検出器検出部 (起動系) の更新に係る設工認申請の
要否について (行政相談)

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はいそれでは、時間になりましたので、1 ページのはじめたいと思います。そうしましたら資料に沿って説明の方よろしく願いいたします。
0:00:14	はい、S T A C Y、飯野関です。それでは資料のご説明をいたします。資料ですけれども、タイトルとしまして衛生土家算層中性子検出器検出部。
0:00:28	括弧起動系の更新に係る設工認申請の要否についてということで行政相談したい、したいというところです。
0:00:37	中身に入らせていただきますと、停止飯野S T A C Y施設の核計装は、疲労家運転系台数出力系運転系線型出力計。
0:00:48	及び安全出力系の4系統それぞれA系B系の計8チャンネルからなり、そのうち、起動系A系B系、2チャンネルの中性子検出器検出部。
0:00:58	以下核計装系するというについて、確実な運転再開に向けた、高経年化対策として原子炉設置病院過剰の仕様要求、
0:01:11	を満たす核計装検出部、同型汎用品に更新交換したいので、事前に当該機器の設計及び工事の計画の認可に係る手続きについて確認させていただきたいというものです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:26	核計装検出部は消耗品として S T A C Y 設置当初を 1995 年運転開始から、交換を想定した汎用機を用いており、容易に交換可能な小ネタ率となっております。
0:01:39	S T A C Y 更新に係る設工認申請書、第 3 回申請、これ別添 1 につけておりますけれども、これの添付書類の補足資料では、
0:01:50	核計装検出部の主要な仕様、現出原理型式寸法材質等、これを記載しておるんですけれども、これは検出原理等現在使用している検出部、汎用品の仕様を示したものであり、
0:02:06	個別機器の設計仕様を使用したものではありません。
0:02:09	当該検出核計装検出部は、すでに生産が終了しており、今回同等性能品へのボウカンを考えておりますが、
0:02:20	その型式寸法材質に変更が生じるものの、原子炉設置変更許可申請書を別添に付けております。及び当該検出器、製作時の設工認、別添 3 それから 1.4。
0:02:34	この記載事項である検出器の種類、検出原理を含む計測範囲及び系統数に変更がないことから、核計装の設計要求を変更するものではありません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:46	このためです。試験研究の用に供する原子炉等の設置運転等に関する規則、これの第2条の2、設計及び工事の計画の認可を要しない工事等においては、
0:03:00	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第27条、設計及び工事の計画の認可、これの第1項にいう設計及び工事の計画の認可を要さない。
0:03:13	変更の工事は、設計及び工事の方法の変更を伴う工事以外の工事と定められております。
0:03:20	今回の変更は今回の更新は、設計及び工事の方法の変更を伴わない工事であることから、設工認申請は要さないと考えております。
0:03:31	衛生施設、核計装の使用に関する、原子炉を設置変更許可申請書、それから設工認、申請書、
0:03:40	この記載内容を抜粋になりますけどもこれを別添の1から4に、それから核計装検出部、城戸家この比較表を別添5に示すとをさせていただいております。
0:03:51	ページめくっていただきまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:54	右下に通すページが打っております。その2ページ目ですね、こちらには設工認の第3回申請、製紙更新の第3回申請の抜粋を載せております。
0:04:07	で、通しページの3ページの下の方ですね、四角で枠を入れておりますけれども、核計装、これの
0:04:18	主なところをちょっと四角枠で入れておりますけれども、筧層の系統及び配置というのは平成2年8月23日付、これの認可それから、平成9年1月6日付の人が、
0:04:30	この人が受けた通りということで
0:04:35	第3回申請の方は申請しております。それから4ページ目へ行きますと、これも同様に軌道系のところ、四角枠で囲っておりますけれども、
0:04:46	この耐震重要度分類の変更について以下の通りということで、重要度分類が、第3回申請の方で記載しております。それから次のページめくっていただきますと同様に5ページ目ですけれども、
0:04:58	こちらにも設計条件、こういったところは過去の認可を受けたものの通りということで、第3回申請の方は、記載しております。それからページを少し飛びまして、8ページまで行ってください。4ページ8ページです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:14	こちらにほどく資料がありましてページ1枚めくっていただきますと補足資料の1があります。ここに核計装の減速機の
0:05:26	譴責等の原理とかそういったものが書いてありまして、細かくは10ページですね、10ページの方に、起動系の原理が書いてあります。
0:05:36	ページめくっていただきますと10、11ページです。こちらには、外形図が書いてあるというものです。
0:05:43	12ページは運転形態抽出系とか今回更新するものではないですけどもそういった勘違いがあるというのが第3回申請になります。
0:05:54	14ページにはですね、STACYの設置、ごめんなさい。これワー
0:06:02	設置許可許可申請書になります。別冊10の抜粋になりまして、ページをめくっていただきまして16ページですね。
0:06:12	これ許可申請書の方には、
0:06:14	枠で書いてありますけども起動系は比例計数管を使うと2系統を使うということが記載されてます。
0:06:20	そしてページをめくっていただきまして18ページからは別1が書いてありません。添付書類8の別1になります。
0:06:30	で、またしばらくめくっていただきまして21ページです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:37	21 ページには軌道系 2 系統が書いてありまして、ちょっと読ませていただきますと主として駅通り臨界近接及び低出力時の、
0:06:48	中性子束を監視するもので、比例計数管台数、計数率下位の炉周期回路等で構成し、炉周期用ダウン及び高圧電源電圧低のスクラム信号を発すると。
0:07:02	またこの系統からは全改良を經由して計測制御系への記録戦後インターロック治具を発する検出器を配置するための治具は炉心に機械的な影響を与えないよう適切な強度を、
0:07:15	を有する設計とするというところで、今回の検出器の方針については本当の中にも影響はありません。
0:07:25	それからまたさらにページをめくっていただきまして 23 ページになります。こちらの起動系 2 系統の話が書いてありまして同様に検出器の具体的な部分というところには影響はありません。
0:07:39	で、衛藤、そのあと、25 ページ、それから 26 ページは系統図、系統の説明図、それから、26 ページの方には、計測範囲が記載されております。
0:07:52	ページをさらにめくっていただきまして 27 ページには、配置図ですね、こういった形で書いてあるというものになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:01	次に 18 ページからは別添 3 としまして、これは S T A C Y の設置当時、平成 2 年ですね、この時の設工認の抜粋になります。
0:08:13	ページをめくっていただきましてまず 30 ページですね 30 ページには系統を計算の系統図が入ってるというところです。
0:08:24	さらに 31 ページめくっていただきますと、設計条件個別の設計条件がありまして軌道系が一番上ですね、に書いてあります。
0:08:35	A 計測範囲等が書いてあるとあと系統スケート数ですね、こういったのが書いてあるというものです。
0:08:41	32 ページに行きますとこちらには核計装移動系の検出器、広木平木さん、b. の比例計数管検出器の種類、そういったのが書いてあると、あと算計測範囲ですね。
0:08:54	それが系統数が書いてあるというものになります。
0:08:58	さらにめくっていただきまして 33 ページ。
0:09:02	こちらは別添 4 としまして A 炉周期の指示範囲の変更というのをやっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:09	ページをめくっていただきまして 34 ページですね、34 ページには起動系の継続範囲これ 5 秒以上を登録系統数 2 系統これは変更はないんですけれども、その次の 35 ページ。
0:09:22	これーは軌道系の計測範囲を 0 - 100 秒から、プラスの 5 秒という形で変更をしております。これもともとのこの変更の
0:09:35	変更が特定範囲を狭めて、その測定しやすくしたっていうところが、形になります。
0:09:43	次のページですね 36 ページがこれは系統図でその時の
0:09:50	を設工認の系統図、対象のところにあるところですね、を示したものになります。
0:09:56	最後の 37 ページにいけますと別添 5 としまして、既設というか、その今ついでる。
0:10:05	質疑とそれからこれから答申して設置するしようとしている月の比較を、比較表として付けさせていただいたものです。
0:10:16	上の方、両括弧 1 の計測は、中性子束の測定範囲、これに変更はありません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:22	それから両括弧 2 の熱出力の測定範囲、これも変更ありません。その下の検出器の種類型式っていうところで、今回型式が変わるところがありますので、その形が変わると、それから、
0:10:36	過去の過去のというか、今続いている検出器は肺癌になっておりますので、生産終了になっておりますので、若干寸法が変わるところです。ただ直径は変わらないです。直径は 25.44 ミリで、
0:10:51	変わらず、竣工が若干長くなると。
0:10:55	それからいう館長をこちらも少し長くなるというのがあります。それから外出しまして本体はさす。それから電極のところは P T というところでそのあたりが変わるっっちゃうことではあるんですけども、
0:11:07	主な仕様というところは変更はございません。
0:11:13	資料の説明としては以上になります。
0:11:20	はいありがとうございます。活用すべき事項ありましたら、ご紹介いたします。
0:11:28	町長の加藤です。何点か教えてください。
0:11:33	まず治療系の耐震クラスなんですけれど、従来は平成 2 年の施行に見る限り、耐震 A クラスだったものを、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:46	新規系の時に許可等、それとあと第3回の申請に於いて、耐震Bクラスの報告をしたってという理解でよろしいですか。
0:11:58	はい。その通りです。
0:12:01	それとあと工藤健彰同系のですね、機能別計上度分類。
0:12:08	これについてはPF-IIIっていう理解でよろしいですか。
0:12:18	要すれば、
0:12:23	ちょっと確認します。はい。
0:12:40	藤崎です。はい。
0:12:43	MS-2になります。もう1回、
0:12:47	MS-2にありますPSではなくてMSのクラスになります。
0:12:53	どうする。
0:12:57	そうすると、核計装設備の安全保護系になるってこと。
0:13:05	はい。低角計装設備安全も終わりました。
0:13:17	そう。そうすると、耐震Bっていうのを、
0:13:23	許可でいうところの継続。
0:13:27	計測制御系統施設の
0:13:31	安全保護系の関係等設備に当たるからいいということでもいいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:38	します。
0:13:41	関委員はい、里見です。はい。河本。
0:13:46	それとですね今平成2年度、平成9年の、結構に説明していただいたと 思っていて、
0:13:55	それで音声中には、炉周期の指示計の指示範囲の変更っていう解 除を行ったっていう理解でよろしいですか。
0:14:07	清家君はその通りです。
0:14:13	そうした時にですね、今度37ページ目についている閉校前と変更後の お話を載せていただいたと思っているんですけど、
0:14:28	このオナシ上納表の中に、炉種類を入れていないっていうのは何か理由 があるんですか。
0:14:37	それで、炉種、この検出器については、こういった仕様で中性子が測定 されるんですけども、
0:14:47	この後、検出、
0:14:50	期から、モジュールっていうかね計測された体が、幾つかっていうのを 表示する機器がありますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:59	変更したその平成9年に変更したというのは、その表示する機器の表示部分を変更したというもので、ここの検出器は、影響ないというか、
0:15:11	そういった部分になります。
0:15:22	土岐社長後でこれなんか今の話を聞くと、今回の説明で、この平成9年の入れてきているっていうのはなぜでしたっけ。
0:15:37	すいません。軌道系というか核計装に関する部分を載せているというところですよ。
0:15:48	平成2年のこの
0:15:52	紙、そうですねページで言いますと32ページの部分で、液状系の、この継続範囲というところで、ここの部分がこの-30からプラスの2というところが、
0:16:06	平成9年に変わっているんですけども、その変わったけ、変わった部分についても、資料としては載せるべきだと考えまして、こちらについては添付させていただきました。
0:16:27	もともとは平成2年の情報であればよかったんですけど、平成2年能時の情報として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:37	そことして、わっと書かれる場合と、炉周機能範囲を入れていましたと。
0:16:45	それで炉周期のところについては、平成10年の
0:16:50	時に解除を行っているので、平成9年のを付けてきたっていう理解でよろしいですかね。はい。関です。はい。その通りです。
0:17:02	わかりました。
0:17:12	それと、ちょっと確認年齢つけると、37ページ目のところにある一番上の行中性子束の測定範囲、
0:17:24	これ結構重要な情報なんじゃないかなあと思っているんですけど。
0:17:30	この情報を、平成2年の時のですね、設工認の設計仕様の中に入っていない理由って何ですか。
0:18:00	ちょっと書くでしょ。
0:18:11	送付資料には、
0:18:12	このところでは入っていない。それがない。だから、
0:19:48	その辺をお尋ねしました原子力規制委員会です。許可で規定されているのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:55	ワットの方でありまして、その測定した中性子束を核計装で解釈してワットに直してますんで、
0:20:07	どちらかといえば重要なWhatであってそれで設工認の方にWhatが書いてあると。
0:20:13	いうことになろうかなと思います。つまり、違う、中性子束の測定レンジが違うような、
0:20:21	ものを持ってきても、
0:20:23	設工認としては成立するワットさえきちんと出るようになっていけば、ということでワットの方が書いてあるということだと考えます。
0:20:36	町長の方でまず許可でWhatで示してあげるっていうのは26ページっていう理解でいいんですか。
0:20:48	強い。
0:20:51	ほぼ僕、
0:20:53	原子炉機構大学はその通りです。
0:21:09	それに関連して質問してどうぞ。
0:21:13	はい。規制庁の三好です。
0:21:17	今言われたように

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:20	物や金を、	
0:21:26	ちょっと待っていい。そんな。	
0:21:29	移したほうがいい。	
0:21:32	許可で軌道系の範囲が、	
0:21:36		0
0:21:38		1
0:21:41	ビリワット 10 時、10 のマイナス 5 乗後から、	
0:21:46	にわっと、	
0:21:49	和布、この範囲を見ますと、これを許可で認めてるんですけど、	
0:21:54	当然、	
0:21:55	これを軌道系はカバーできなきゃ。	
0:21:59	長浜委員。	
0:22:00	もう、	
0:22:03	カバーできるかどうかっていうことを評価するためには、	
0:22:11	検出器のいわゆる感度	
0:22:16	を、がわからないと。	
0:22:20	感度というか範囲がわからないと。	

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:23	評価ができないと思うんですけど。
0:22:26	そういう説明はしてるんですか、設工認の時に。
0:23:30	はいどうぞ。ちょっと補足しますと、はい。9 ページに、これは第 3 回の申請の補足。
0:23:41	補足資料ということ。
0:23:43	そうですけど。
0:23:45	ここには、
0:23:47	中性子束の、
0:23:49	測定範囲、
0:23:51	それから熱ストロークの測定範囲両方出てるわけね。
0:23:56	ということは、要するにここで、
0:24:00	両方出てるので、
0:24:04	捨う形としては、
0:24:07	あるところに置けば、こういう中性子束の測定範囲が、
0:24:12	対応しますって、これでは読める述べて、
0:24:17	一つなぜこれが補足説明なのかって言うのは、疑問としてあるんですけど、この情報は、最低限必要なんじゃないかと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:27	設工認のレベルではっていうのがちょっと今、
0:24:30	私が受けている。
0:24:32	現象なんですよ。
0:24:34	だから、その
0:24:36	設工認を申請書として、
0:24:41	10のマイナス5乗から2ワットまでの、
0:24:44	非どけでカバーする範囲を担保するには、
0:24:49	どういう中性子束の、
0:24:51	はい。
0:24:53	が図れなきゃならないかっていう。
0:24:55	今回
0:24:59	今回っていうか、その設置する。
0:25:02	軌道系の、
0:25:04	係数考える計数化が、
0:25:07	適当な位置に置けば、
0:25:10	こういう対応がとれるっていうそういう説明がね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:15	ないとこの比例計数管でいいかどうかという判断ができないじゃないかと。
0:25:22	思うので、ちょっとその辺の、
0:25:24	こういうことをどう説明したのかということと、もう考え方として、
0:25:30	出力だけで良いっていうふうに言われたけど、
0:25:33	それだけでは、
0:25:35	単に、
0:25:38	設置許可のところの約束を、ただまた言ってるだけで、
0:25:43	設工認の仕様としていいかどうかという判断はつかないんだけど、
0:25:47	もう1回運動、
0:25:48	考えるかという、そういう質問です。
0:25:55	はい。原子力機構井田です。おっしゃる通りですね当時の設工認で、検出器のスペックを決める時にそのような評価は行っている、行っているはずではない。
0:26:10	その時その時の許認可の段階でケアの皆さんにご説明差し上げてるかどうかがちょっと確認しなければわかりませんが評価自体は行ってスペックを決めているはずですよ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:27	嘘。うん。規制庁の入出だと思っんですよね。そうじゃないと。
0:26:31	はい。判断もできないし、それで認可をいただいでるはずでず。ですからそこをちょっとまず確認をしたいっていうこと。
0:26:41	ちょっとそもそもってか、
0:26:43	入口の話だけど、
0:26:46	なぜそこを言うかというど、
0:26:48	それともう一つその出力だけでは、
0:26:51	第3回は両方書いてあるんだけど、その説明は、
0:26:56	ない、書面上はないにして、
0:27:00	そのあとの、
0:27:01	方が、
0:27:05	という、
0:27:07	中性子束の方についての情報がないので、
0:27:10	それぞれ一では不十分じゃないかなっていう。
0:27:14	そういう意味でさっき申し上げた、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:19	原子炉機構に対するはい。ただ私ども当時の審査が不十分であったとは受けとめておりませんので当時の審査はどのようにご説明したのか、ちょっと確認したいと思います。いずれにせよ、
0:27:32	審査していただいて、何らかの確認を終えた上で認可いただいていると考えております。
0:27:39	そう。
0:27:40	規制庁の利用施設、もちろん教育ですよ。
0:27:45	うん。そういう説明があっただろうというふうに言います。
0:27:54	それからもう、もう1点ちょっと規制庁のミヨシですけどペリオドについての、
0:28:01	スペックが、
0:28:05	これは、
0:28:09	その2平成2年から9年。
0:28:16	第3回申請。
0:28:18	いずれも、
0:28:19	書いてある。
0:28:20	ちょっと事実確認。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:26	平成2年6年が書いてあってちょっと、
0:28:29	範囲が変わっていると。
0:28:32	いう説明だったんだけど、第3回の時の、
0:28:36	設工認ではどういう、どこを見ればいい。
0:28:40	それで読み、
0:28:53	えっと、25-1ですけども、1000、
0:28:57	ちょっと待ってください。
0:29:09	5ページ見てもらってですね、5ページの点線で囲んだところの(2)の ところですけども、
0:29:18	ケーション方向性については、既設のものを使用するので平成2年と平成9年に認可を受けた通りであるというところで計測範囲については平成2年と平成9年、
0:29:30	2年かけたものから変更ないということが、第3回の設工認では記載しているところです。
0:29:39	5ページがその第3回のところの使用についての説明をしていると。
0:29:45	はい。
0:29:46	いやそれで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:48	ただし
0:29:51	ペリオドについては、
0:29:56	C、
0:29:57	2年及び平成9年って書いて欲しいと。
0:30:01	これは、
0:30:03	平成2年と9年ではペリオドの範囲が違うわけですね。
0:30:07	はい。だから、現行の医師ですけども、については平成9年のところで 上書きされるんで、平成9年のものになります。
0:30:18	別れた平成9、9年のものとどう。
0:30:23	受けたものだというそういうことなんですね。
0:30:27	はい高野医師です。そのご理解の通りです。わかりました。それともう 1点ちょっとペリオドについて確認したいのは、
0:30:38	先ほどの説明で、形式そのものは書いてないけども、
0:30:44	或いはロジックの回路は書いてないけども、
0:30:47	表示する部分を変えた。
0:30:50	ちょっとそこの意味合いがよくわかんない。うん。
0:30:56	形式は変わってないのはいいんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:58	ペリオドの得点範囲もマイナスマークプラスがあるわけだけど、
0:31:05	それをどういうふうに、
0:31:07	反映するかってのは例えば原因、原因調査が、
0:31:10	何かそういう回路的なものを、
0:31:13	変えて、非表示としては、
0:31:17	マイナス、今、平成9年と言えばマイナス100秒。
0:31:22	とう不能。
0:31:24	清の方は5秒まで、
0:31:27	そういうのが下限、下限値比、
0:31:32	あれなんですか。ちょっとそこを説明してもらえますか。
0:31:52	原子力機構アイザワです。平成9年に表示範囲を変えた理由です。まず理由ですけれども、
0:32:02	指示範囲がですね実用を、のところ、
0:32:07	使うにあたってですねちょっと見にくかったということで、その表示の
0:32:13	範囲をですね、めいた上で絞って、
0:32:18	使いやすくしたと、いうのが出資でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:23	それでやったことというのは、その元とかそういったものをいじるのではなくてですね、単純にそのメーターの招致。
0:32:35	合わせたといいますか、範囲を、
0:32:38	その範囲に限定したと。
0:32:41	変更後の範囲に限定したと、そういった変更しているものです。
0:32:48	実際の炉周期ですので時間率、
0:32:55	率ですのでそういった原因とかですね、そういった調整は行っておりません。
0:33:04	きちっとミヨシですそうすると一もうあくまで表示してる窓窓の部分 を、
0:33:12	少し狭めたっていうか、
0:33:14	そういう形ですか。
0:33:17	そう考えてよろしいんですか。はい、おっしゃる通りですただしそれは 節設置許可の範囲を超えないように、範囲を狭めたというものでござい ます。
0:33:30	ご理解の通りです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:34	生長の家設置許可の範囲っていうのはこれペリオドとして、何秒プラス何秒もまで。
0:33:41	マイナス側、マイナス側は
0:33:44	あれですけどマイナス側もそうですけど、そういうものっていうのは、結果では、数値までは入れてないんじゃないかと思うけども、
0:33:52	すみませんちょっとご説明がちょっと正確でなかったかもしれません範囲ではなく、そうですねおっしゃる通りで、5秒以上というのを超えないようにですね、
0:34:03	再設定したものです。
0:34:09	スクラムすいませんスクラムは5秒だったんでしたっけ。
0:34:14	はい。スクラムは5秒です。はい。
0:34:25	ちょっとねこの555。
0:34:29	膨らむするときに、
0:34:35	もともとは2秒まで見れたと。
0:34:39	目で見れるわけじゃないかもしれないけど、
0:34:47	それを5秒に圧縮にしたとスクラム
0:34:51	時間をね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:52	それーは、いわゆる計測の、
0:34:56	範囲というか表示範囲をある意味狭め狭めてるわけですね。
0:35:02	だから、これって一つ議論あるかなという気はするんだけど、
0:35:07	拾っとしては、
0:35:10	その5秒より短い、もともとの2秒までっていうことだから、
0:35:14	までは見れるってことだから、2条までは記録としては残っていると、そう考えていいんですか。
0:35:24	原子力機構アイザワです。5秒以上というのは5秒までの、
0:35:31	範囲ですので、例えば4秒とか2秒とか、そちらは測定範囲外になります。
0:35:38	ただそのスクラムが5秒に対してそれでいいのかということに対してはですね、実際のスクラムの設定値というのは、当然アンゼンガワニ。
0:35:48	設定をしておりますので、5.2秒とか3秒とかですね。
0:35:54	農業、
0:35:55	以上の範囲で、
0:35:58	スクラブは、
0:36:00	作動しますので、問題ないと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:08	アンゼンガワニね、5分よりも長いところでスクラムは規制庁のミヨシ ですけど、それやるってのは事業者が、
0:36:16	もう判断で、
0:36:18	そういう運用上そうしてると。
0:36:20	いうだけで、
0:36:22	ステージ上は5秒2以上の病院短くなったらスクラムを、
0:36:28	かからなきゃならないってことですよね。そういう条件のときに、
0:36:35	5秒。
0:36:37	5秒までしかはかれなくてもいいという、ちょっとそこが
0:36:46	今の説明でいいとはちょっと私は今思ってないんです。
0:36:58	ちょっとその議論をちょっと今、しませんけど、
0:37:02	状況としては原因とか変えずに表示は表示をこう変えた。
0:37:09	ということで、当然、
0:37:12	そのときんを変えた理由としてはそういう説明を、
0:37:19	平成9年にしたってということですかね。
0:37:23	第3回ではもうそのまま9年生きてるから、平成9年のときに、このペ リオドの範囲を変えたときに今のような説明をしたっていう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:33	そういう理解でいいですか。
0:37:36	はい原子力機構伊田です。はいおっしゃる通り変える理由については当時、設工認を受けるときに説明してございます。
0:37:46	はい。
0:37:47	事実関係としては了解しました。
0:37:54	新垣。
0:37:56	規制庁の方でこれ、何点かまた教えてください。
0:38:01	まず第3回、
0:38:06	相当後、この補足説明資料をつけている理由って何ですかこれ何を説明するためにこの補足説明資料つけていいんですか。
0:38:19	原子力戸井田です。私どもの受けとめでは各種検層というのはどんなものかというのを審査の途中にご質問いただいて、ご説明するための資料をお出しして、その時につけた資料は全部つけて申請して欲しいというようなご要望いただきまして最後に、
0:38:39	申請書の中に入れてお出ししていると、そういうもので、あくまで補足の説明資料と理解しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:47	わかりましたあくまで許可で設置しようかなんかで入れているわけではなくて、あくまで買って相当はどんなものを説明するための資料として入れていると、そういうふう理解しました。
0:39:02	はい、原子力の岩井です。ご理解の通りです。はい。それと、今三好の方からいろいろ聞いていた炉周期のところなんですけど、
0:39:14	45 ページ目のところで、平成 9 年に炉周期の継続範囲をこのように変えましたと。
0:39:25	それで、許可の設計条件として記載されているのは、P34 ページ目にある、計測範囲の 5 秒以上ってというのがこれが許可に記載されている内容だっという理解でよろしいですか。
0:39:42	わかりました。はい。原子力機構イザワです。おっしゃる通り許可に書いてあるのは 5 秒以上でございます。
0:39:51	わかりましたそれですね、すいません先ほどからちょっと多分三好さんはいて、メーターなどを絞ったとか、表示を変えたとかってというのが起これば、私が全然理解ができていなくてですね。
0:40:09	あれですかね。
0:40:11	モジュールを介して見える範囲を変更したとかってそういうことなの。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:19	ちょっともうちょっと詳しく教えて欲しいんですけど。
0:40:23	はい。原子力機構の伊田です。円形ですね、時計のようなメーターで、対数表記のメーターになります。炉周期のメーターといいますのは、それで、
0:40:34	対数表記ですので5秒と2秒っていうと近いようなイメージを受けますけど対数表記ですと結構幅が長くてですね。
0:40:44	メーターの中で、それで実際5秒でスクラム出ますんで2秒とか3秒とか4秒とかいうのは全然使わない、実用しない領域であります。
0:40:54	そうしますと対数表記のメーターが2秒までありますと、実用しない領域が円形のメーターのかなりの部分を占めているということですね。
0:41:03	当時作ってみますとこれは非常に使い勝手が悪いとそうお伝えをしないところがメーターのかなりの部分を占めてしまっているということで、
0:41:13	それでスクラムポイントである5秒を端に持ってきて、何といいますか、炉周期として意味があるところの表示部分をふやしたと。
0:41:22	こういう変更でございます。
0:41:26	町長の加藤です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:28	これ、何となく言葉の説明でわかったんですけど、何か今の部分って、
0:41:38	何かか何かにして、何か説明できます。
0:41:46	はい原子力機構の伊田です。今申し上げたことを一目でわかるようにちょっと絵でご説明差し上げたいと思います。よろしくお願いたします。
0:42:05	はい、ほかに確認先ございます。
0:42:17	どうぞ。
0:42:19	よろしいですか。
0:42:21	規制庁の加藤です。そうしますとちょっとこちらでコメントの方、ちょっと再確認の意味を込めて確認いたしますと、
0:42:32	まず一番大きいのはですねやっぱり中性子束。
0:42:36	それとあと、熱出力の計測範囲のお話ですね。これ多分設置場所との関係で、熱出力の測定範囲が妥当っていう説明方があったんだろうと。
0:42:50	そこまずちょっと今回のものとちょっと直接関係あるかって言われるとちょっとなかなかないのかもしれませんが、説明する段階でですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:01	そういうところの確認も入ってくる可能性も大いにありますので、ちょっとその部分を説明してくださいっていうのが1点。
0:43:09	それともう1点は、今まさに私が言ったところで、平成9年の設置公認で炉周期の測定範囲を変えていますと。
0:43:18	だからちょっと、多分何かモジュールを介してとかですね、体調商企とかっていうお話とかもあって、その部分っていうのをちょっと補足する。
0:43:29	補足説明として、お願いしますっていうその2点が、ちょっと残っていると思っておりますが、JAとしては、ありますか。
0:43:42	今の2点という認識でよろしいですかね。
0:43:48	原子力機構イザワです。はい。今の2点の論点承知いたしました私どもとしても、同じ理解です。はい。
0:44:00	こちらからは以上となりますがジェイの方から何かございますか。
0:44:13	はい、原子力機構、井川です。私どもからございませんそうしますと、2点についてまた後日説明さしあげると再度ご相談をかけるということでもよろしいでしょうか。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:25	特にこれの回答ってにそいてたりします回答を急いでいるということであれば、こちらでもですね
0:44:36	この確認結果の取りまとめ、それと取りまとめの作成と並行してやりつつ、の確認を受けるっていう形にしますし、特に急いでいないっていうことであれば、
0:44:49	次回ですね今残っているコメント二つを聞いてから、動くっていう形でもいいのかなと思いますが、
0:45:01	我々は説明する。
0:45:03	はい。
0:45:04	はい原子力江田です。間延びしてるわけではありませんけれども、きちんとご説明するということを優先かなと思いますので、ご説明させていただきたいと思います。わかりました。そうしましたら説明の準備整い次第、またご連絡の方よろしくお願いいたします。
0:45:22	はい、原子力機構井田です。承知いたしました。はい。
0:45:26	そしたら、
0:45:28	よろしいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:30	はい。そうしましたら本日の行政登壇これにて終わりにしたいと思いま す。ありがとうございました。
0:45:37	はい、ありがとうございました。
0:45:40	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。